

講演

生命倫理とフランスの新立法

パリ第二大学教授

ミシエル・ゴベール

滝沢 聿代 訳

この三〇年の間に、医学および生物学は目もくらむ早さで発展してきました。それを確認するのは平凡なことですが、それでもその進歩の結果は重大です。

今後われわれは、生命が自然のプロセスの外で与えられ得ることに気付くでしょう。臓器や組織の移植のおかげで、生命は維持され、死は避けられることができます。生命の質は出生前診断のおかげで見積もりが可能となり、その展開はゲノムがその秘密を明らかにする時を期して、いわゆる予測医学によってよりよいものとなり得るでしょう。とりわけ生命は遺伝子治療によって変えられ得るでしょう。

このようにして少しずつ、性、出産、生命、死といった、今まで人が聖なるものに属すると、言いかえれば西欧文明の中では神に、不可知のものに属すると考えられてきた価値が解説されています。

同様に、このようにして、人類は自然からますます遠ざかり、自然にますます逆らっているのです。自然の法則は個人よりも種を優先します。それは弱さも不妊も許さず、幼児の死や若死によって人口を支配します。ところで

人類は、弱者を保護し不妊と戦うことで自然の法則に反逆し、種よりも個人を選ぶという信じがたい大胆さを持ちました。先進国においては、とりわけ幼児死亡率をほとんど無にまで減らすことに成功し、人の生命を倍以上に延ばすことに成功しました。

非常に短い間におけるこうした大変動は、人類の健康にとって恩恵であるにもかかわらず、少なからぬ人々を心配させます。しかしながら、思い違いをしてはなりません。というのは科学の快挙は、通常の発展の中に含まれるものだからです。人類学者のA・ランガネイが指摘したように、火の発見以来、人類はずっと、行動によってどう変化するかを知ることよりも行動の手段が先行するという状況に直面しているのです。それは言い換えれば、人類はずっと以前から、明日を恐れて立ち止まり、それ故に後退するか、自己の知性に信頼を置いて前進を続けるかの選択をしなければならない状況に置かれていたということです。人類は常に第二の道を選択してきました。

しかしこの選択は震撼なしにはなされないし、しばしば大きな葛藤を伴います。

一九八四年に、当時の司法大臣であり現在憲法院院長であるR・バダンテール氏が、医学および生物学の進歩が立法者に提起する問題の検討を私に依頼されたときに、フランスは、それについて以前には全く研究がなかった重要な問題を扱うことになりました。

実際、私がこの仕事に取り組んでいた時期には、国家倫理諮問委員会は一つの意見しか出していませんでした。

この委員会は一年前に大統領のデクレにより、「生物学、医学および保健学の領域における研究が提起する道徳的問題について意見を述べる」という任務をもって創設されていました。そのような問題は、個人ないし社会集団にも社会全体にもかかわるものです。

司法大臣へのこの報告書は、これらの問題について一九八五年一月にパリで開催された「発生、出産と法」という大きな研究集会での基調報告の役割を果たしました。ジレンマは実際次の二つのいずれが適当かということでは

た。すなわち、立法者が直ちに介入するか、あるいは裁判官が訴訟の提起されるに依じてこれを判断するに委せ、解決が知らず知らずに明らかになるようにして、立法者はずっと後で介入するだけにするか、のどちらがよいかという事です。

私は直ちに介入することに賛成でした。他の法律家の多数は反対でした。

かくしてフランスは、これら全ての問題が人々の関心を引き、多くの研究や研究集会が持たれていたにもかかわらず、他のいくつかのヨーロッパ諸国と比較して、立法の面でいくらか遅れをとったのであります。

フランスの国会で現在討議されており、最終的にはこの春の会期に投票がなされようとしている法文は、三つの法律案のかたちを呈しています。

第一のものは司法省から出ていますが、それは人体の尊重に関するものです。第二の、保健省によって作られたものは、人体の要素及び生産物の提供と利用、医学的援助、出産及び出生前診断に関するものです。最後に第三のものは、保健の領域における研究を目的とする氏名付きデータの取り扱いに関するものであり、研究省によって作成されました。これは私どもの一九七八年の法律を修正していますが、この法律はコンピュータ情報及びカード情報と自由に関するものです。第三の法案は、医学の分野での氏名付きデータのコンピュータによる取り扱いが、各人の自由に対して引き起こしうる濫用の危険を防止するという目的を持っています。それはしたがって、個人とそのプライバシーの尊重、医学的知識を伸長させるための研究の避けがたい発展、及びコンピュータの介入の間で、不可欠の調和を実現するために必要となったものです。

第三の法案については、これ以上お話しする時間がありません。

他の二つの法案については、要点だけしか言及できないこととなります。両者には注目すべき共通点の一つあります。すなわちフランスの立法者は、そこに定めた様々な規範に重い刑事罰を付け加えました。言い換えれば立法

者は、懲役又は重い罰金刑でこれらの規範に制裁を定めているのです。立法者はこのようにしてその法律の適用を確保する意思を示しているわけです。

内容に関しては、新立法は、国会ではもちろん国会外においても、激しい論争の契機となりました。その理由は容易に理解できませんし、フランスに特有のものでもありません。

実際、我々は先に、科学の進歩はたとえそれが今日驚くべき加速を見たとしても、通常の発展の中に含まれると強調したのでありますが、それにもかかわらず、その社会的影響はむしろ断絶に近いものです。それはフランスがそれに属している西欧文明の価値が、人間に関する発見と新しい可能性によって根底から大きく揺り動かされたということです。

その場合の困難とは要するに、旧守主義という非難を受けずに尊重されるべき諸価値と、継続し得なければならぬが、だからといって何をやることも許されるのではない、という科学的進歩との間で、受け容れ得る妥協に到達することです。

フランスの立法者はこの困難をかなり上手く解決しようと試みています。これからお話しするのはそこでありまして、一方では人体の尊重を保証するために定められたところを検討し、他方で自然の法則に反して生命に勝利を与えるために定められたところを検討することになります。

一 人体の尊重

正しいかどうかは別として、人間が取引における物と同一視され、それ故そのようなものとして取り扱われるのではないかということが今日大いに心配されています。この恐れのためにこそ、本質的と考えられるいくつかの原則が樹立され、また重要性を示すべく、民法典中に挿入されるであろうということが正当化されるのです。

「この法律は、——一つの条文が明確に述べていますが——人の優越性を確保し、その尊厳に対するあらゆる侵害を禁止し、生命の始まりから人間の尊重を保証する。」

この最後の原則に関しては、我々は既に次のような指摘をすることができます。すなわち、一九七五年以来、法律は意思による妊娠の中止つまり中絶を認めており、立法者は最近女性に対してそのような可能性を撤回しないという意思を表明したのであるから、原則は尊重されることにはならないであろうということです。

これらの原則から、次のような規範が明白に導き出されます。たとえば他人のための出産や妊娠であって、時おり代理母と呼ばれているものの無効、またとりわけ人体、その要素又はその生産物に財産的価値を与えるような契約の無効であります。

このような規範が民法典に導入されるならば、フランスではフットボール球団の選手をマスコミが伝えるような値段で他の球団へ身売りさせる、又は「移籍」させること（売買と言わないまでも）を禁じるところまで行くのかと考えることが残されるでしょう。これはまずあり得ないことなので、上記の原則から導き出される規範の適用は一般的なものではない、と規定することもできますが、それは立法のうまいやり方とは言えません。しかしフランスは公的に、血液、精子、臓器、組織の贈与、すなわち十分特定されたこれらの全ての領域における無償性に非常にこだわってきました。このことは全く望ましいのですが、ただ、その領域においてさえも、この規範を尊重させることが明らかに可能であることを条件とします。

もし法文が国民議会の第二読会における討論後の形で最終的に票決されるならば、二つの他の原則がさらに民法典中に明示されることになるでしょう。

① 人体の完全性を侵害することはできない。ただし、人に対する治療の必要性がある場合はこの限りではない。たとえば、手術、移植、採取又は単なる注射等が必要となる場合です。そして、いずれにしても利害関係人の同意

が、もちろんそれが可能であるような場合に限りませんが、予め求められなければならないかもしれません。

②何人も人種の完全性を侵害することはできない。このことは次のような意味ですが、法文それ自体が明確にしています。すなわち、人の選別を組織化するような優生学的行為は全て禁止され、また人の血統を変更する目的の遺伝的性格の変更も禁止されます。別の言葉で言えば、仮に重大な遺伝病から人を解放することができるとしても、その同じ罹患からその子孫を解放することはできないということです。

さて、さらに遺伝的特徴について述べるのがまさに適当となります。なぜならば、人体の尊重に関する同じ法案の中で同様にそれが取り扱われ、また規定が民法典中に挿入されるはずだからです。

染色体の中に含まれる遺伝子の重要性は、それが我々が現にあるところのもの及び将来なるであろうところの全てを表現している故に、今日、誰にとってももはや疑いの余地がありません。遺伝子は、確かに、まさに遺伝を物的に支えるものです。

ところで、これを通しての人の特性の研究は、あらかじめその者の同意を得なければ行いうことができないでしょう。そして、いずれにせよ医学上の又は学問研究上の目的でしか行い得ないでしょう。

同様にして、遺伝的特徴による人の識別が探究され得るのは、上記のような目的の場合か、司法手続の際に命じられる予審措置の枠内においてに限られます。さらには、民事に関しては、このような識別は極めて限定された場合にしかなされ得ないことを付け加えておかなければなりません。すなわち、親子関係の立証または確認のためか、あるいは、援助金 (訳注 *subsidies* 非嫡出子が父の可能性のある者に請求できる扶養料) の獲得または廃止のための訴訟の枠内においてのみであります。どの場合にも、利害関係人の同意が、予めまた明示的に得られなければならないません。

このようにして、もし裁判以外でこれを利用することを許すならば、人の識別のこの絶対誤りのない方法が、家

庭の平和を覆えてしまうので、それを避けたいと考えられているのです。

第一部において援用したすべての規定が民法典に挿入されることになるのに対して、第二部において援用されるすべての規定は（指摘することになる一つの例外を除いて）公衆衛生法典に挿入されることとなります。

二 自然の法則に対する生命の勝利

現代まで、人は自然が人に課したところを耐え忍ばなければなりません。不妊とかもちろん若死とかです。後者はあらゆる場合に避けて通れないものでしたし、前者は自然それ自体によってしか克服され得ませんでした。すなわち相手を取り替える必要がありました。

科学の進歩が、夫婦をしてこのドラマを避けることを許したのです。すなわち、医学の助けを借りた出産のおかげで、別れることにもならずこの夫婦に生命が宿ることを許しました。科学の進歩はまた、移植のおかげで、そうでなければ死ぬ他なかった人々の生命を長びかせることを可能にしました。

(1) 医学的に援助された出産 (P.M.A. 訳注 *procréations médicalement assistées* の略)

全く慣用されていたこの用語は、保健省から出ている法案において廃棄されました。なぜなら「出産に対する医学的援助」という用語の方が好まれたからです。しかし当面のところ民法典に挿入されるいくつかの条文中にそれは形を残し続けているので、どちらでも区別せずに使うことにします。

この援助に関しては、いかなる条件でそれが許されるのか、また親子関係法へのその影響はいかなるものかについて、順次検討しましょう。

(イ) 「出産に対する医学的援助は、自然のプロセス外での出産を許す臨床的、生物学的施術を意味しており、」ま

た「それは夫婦の親としての要求に答えるためのものである。」

そのような要求は、不妊があつてその病的性格が医学的に確認されるか、あるいはまた子に特別重大な病氣、たとえば先天性骨粗しょう症などを伝えることを避ける必要がある場合を除いては正当化され得ないし、それ故に認められもしないのです。

さらに「夫婦となつている男女は生存していなければならず、また胚の移転と授精に予め同意を与えていなければならぬ。」この法文は、短い言葉の中でしばしば激論を引き起こした状況のいくつかについて規定しているの
で重要で。

—— 実際、夫婦という要求は独身女性を排除しています。

—— 男と女で成り立つ夫婦という要求は、ホモセクシュアルな夫婦を排除します。

—— 男と女が生存しているという要求は、男の死後 (Post Mortem) における授精又は胚の移転を排除します。

ところで、国家倫理諮問委員会が一九九三年一月一七日に後者を認める意見を出し、「男が死亡した場合は、誰か又は何らかの機関が、最終的に胚に対して女の権利と等しいかあるいはそれに優越する権利を主張し、正当に明示され明白に表明されている、凍結胚を移転して妊娠しようとする計画に反対することができるとは考えられない。」と述べているのを知ることが興味深いことです。しかしこのような意見は、とりわけ国会の審議中に出されたのに、予想されるべきであつたように何の影響も与えませんでした。

さらに、次のように付け加える必要があります。

—— 病的性質が医学的に確定されている不妊を要求することは (援助の要請が認められる二つの対象のうちの一つ)、閉経した女性を排除します。なぜなら病氣の女性が問題となつていないということが指摘されたからです。フランスの社会は、この自然の法則を侵すことを望まなかつたのです。

立法者はさらに、二つの最後の要求を出しました。一方では、PMAが意味するところの、試験管内での受精の結果として生じる胚は、夫婦の構成員の少なくとも一人から生じている配偶子と共に懐胎されなければなりません。しかしながら例外として、夫婦の構成員二人は、彼らのために保存されるであろう胚が別の夫婦に受け容れられることに同意することができると規定されています。この胚の提供は、養子縁組の場合のように、受取人である夫婦の受け容れの条件を判断するための司法機関の決定に服さしめられています。同じ機関はさらに、書面によって、提供者である夫婦の両名の同意を受け取ることとなります。他方では、出産に対する医学的援助の恩恵を受けたいと望む夫婦の両名が、いくつかの卵母細胞を受精させ、直ちに移植されない胚は彼らのために原則として五年間保存されるということを決心する場合にも、書面によってでなければなりません。

さて、これら全ての条件が満たされた場合、このように懐胎された子の親子関係はどうなるのかを知ることが残されます。

(四) この点についての規範は、この第二部の中で指摘した全ての規定と異なり、民法典中に挿入されるでしょう。ここでは、予告した例外が問題となっているわけです。

これらの規範は、十分単純でありかつ確かな論理に従っています。それは明らかに、第三者たる提供者を伴ったPMAにのみ関わるものです。なぜならば、援助が夫婦間内で行われる場合には、親子関係の特殊問題は何ら生じないからです。

まず第一に、提供をなす者とその出産から生じた子との間には、いかなる親子関係も確定されなければならず、同様に提供者に対しては責任を求める訴訟もなされ得ないでしょう。

出産するために医学的援助を必要とする夫婦又は同棲者は、第二に、秘密が保証されるという条件の下で、子の親子関係について彼らの行為の結果を彼らに教えてくれる裁判官又は公証人に、予め同意を与えなければなりません。

ん。この同意は、PMAの実施までは、夫婦のどちらかの者によって常に撤回されうるでしょう。いずれにしても、死亡、離婚又は別居の請求の付託、共同生活の終了の場合には、同意は効力を失うこととなります。

これに対して、同意が与えられかつ子が出生した時から、親子関係を争う訴え又は身分を要求する訴えは全て禁止されます。それらの訴えは、子が実際にはPMAから生まれたのではないと主張する場合以外にはできませんが、それは母親が、普通は第三者たる提供者とは呼ばれない第三者との、最も自然的な手段によりその子を得たであらうという理由によるものです……。これらの訴えは合意の効力がない場合にも可能でしょう。

裁判官又は公証人は、彼らの同意を受け取る際に、親子関係についての彼らの行為の結果を夫婦の構成員に知らせることになりますが、夫婦が結婚している場合には、子は嫡出子となるであらうというのを彼らに自覚させなければなりません。

同棲者の場合には、男に対し、出産に対する医学的援助に同意を与えたにもかかわらず、彼が子を認知しないとしても、彼の責任は母と子に対して生じるであらうし、さらには彼の婚外における父性は、事実上の父を捜索する訴訟の通常の条件において裁判上宣告されるであらうと警告すべきでしょう。

しかし我々は、科学の進歩は生命に対し、不妊あるいは非常に重い、つまり子にとっては死に至るような遺伝病といった自然の掟に打ち勝つことを許すだけではないことを知っています。それはまた、生命に対し、生命の鎖のもう一端において、その前提としての採取を含む移植により若死に打ち勝つことを許すものでもありました。

(2) 臓器の採取

討議中の法文は、全面的に新しいものというわけではありません。フランスの立法者は実は、一九七六年に既に臓器の採取に関する一つの法律を採択しています。目下制定されようとしている規定は、人体の組織、細胞及び生

産物の採取、保存及び利用についても関係するものです。しかしながら、十分な時間がありませんので、私どもは臓器採取のみを取り上げることになります。それが確かに法律家にとっては最も関心の深いものだからです。

このような採取については、生存者に対して行われるものと、死者に対するものとを分けることが適當です。いずれにおいても主たる問題は同意です。

新規定の適用に際しては、「骨髄は臓器と看做される」ことに注目しましょう。しかしながら、いくつかの点において、臓器について定められた規定は骨髄については緩和されていることが分かります。

(1) 生存者に関しては、臓器の採取は被提供者の治療のためにしか行うことができません。また被提供者は、提供者の父、母、息子、娘、兄弟姉妹に限られます。緊急の場合にのみ、提供者は配偶者であることも可能です。別言い方をすれば、将来においては、移植目的での臓器の採取は、骨髄の場合を除いて、家族内部においてしか行うことができません。このことは一九七六年の法律と比較して新しいものであり、未成年者又は成年無能力者に対する臓器の採取の禁止もまた新しいものであります。ただし、未成年者については髄の採取はなされ得ますが、その条件は本人の拒絶がないこと、専門委員会がその許可を与えていること、利益を受ける被提供者が兄弟姉妹であることです。

その場合には、同意は、親権を持つ者の各々すなわち父と母によるか、又は未成年者の法定代理人により与えられることとなります。

この同意が受け取られる方法については、手続は、採取が可能であるために生存者である成人の提供者が服さなければならぬところと同じです。同意は最後の瞬間まで撤回が可能ですが、常に大審裁判所長又は彼により指名された裁判官の面前で表明されなければなりません。共和国検事により受け取られるのは緊急の場合に限ります。

一九七六年以来、司法官の介入が要求されていることは、採取の目的での同意に立法者が重要性を与えたことを

示しています。

それ故、死者に対して採取が行われる場合に、いかにこの問題が処理されるのかは、一層興味深いところです。

(四) 死者に対する場合には、臓器の採取は、治療目的又は学問的目的(後者の場合については、目的が死亡原因の究明である場合だけに限られます)においてしか行われることができません。また、コンセイユ・データの議を経たデクレによって厳格に定められるであろう条件の下で、死の確定がなされた後でなければなりません。

一九七六年の法律におけるように、死者の同意は推定されず、すなわち、死者が拒絶を表明していなかった場合には、採取を行うことができます。実際、生存中にあらゆる方法でこの拒絶を知らしめることができます。たとえばそれを表明している文書を常に携帯するなどです。しかし、将来においては、この目的で特別に創設される自動化された全国登録簿に、その意思を表示することが可能でしょう。そして医師は、死者の意思を直接知ることができない場合には、故人自身が望んでいたところについて、死者の家族、又はそれがなければ身近な人の証言を得るように努めなければなりません。これは医師にとっては容易な仕事ではありません。それはとりわけ、家族又は身近な人が、その時点で表明されていると考えた故人の意思と、彼ら自身の好みとを必ずしも区別しないからです。かくして生命は、お互いに未知の人から未知の人へと移ることになります。それは、フランスにおいては無償性ととともに、第二の黄金律である匿名性があるからです。これは、精子についてであれ臓器についてであれ、提供者と被提供者との間に適用されます。

かくして、疑いもなく人類の連帯の新しい形態が生まれているわけです。しかしながら困難は、そこから生じる濫用を防止することにあるという事は、たやすく理解されるでしょう。

※文中の傍点部分は、講演原稿では下線が付されている。

追記

この講演は、去る五月二六日に、成城大学法学部のスタッフセミナーの一環として行われたものである。ミッシェル・ゴベール教授は、フランスのパンテオン・アッサス大学（パリ第二大学）で民法、医事法を担当される他、国立政治学協会理事、臓器の採取等に関わる透明性委員会（略称）委員、元国家倫理諮問委員会委員等の肩書を持たれる方であり、この時期に東京で開催中であつた日仏共同研究会及びアンリ・カピタン協会世界大会に参加のため来日されていた。お忙しい日程を縫って講演を下された教授にお礼を申し上げるとともに、諸般の条件が整わず、ご関心の皆様にご来聴頂けなかつた点をお詫びします。

講演の内容については、特に解説を要する部分はないと思われるが、取り上げられているフランスの新法について、岡村美保子「フランス『生命倫理三法案』に動き」ジュリスト一〇四七号七四頁以下の概説が見られることを付記し、今後、新法の研究が進められる際に本講演が参照されることを期待したい。また、長い間この分野の先端にあって活躍して来られたゴベール教授の、フランス的な、人間の理性への信頼に貫かれた考え方が、この問題における我が国の議論によりよい発展の方向を示唆することになればと考えている。

（たきざわ・いつよ―本学教授）

